

香蘭女子短期大学物品購入等契約に関する取引停止等の取扱い規程

（目的）

第1条 この規程は、香蘭女子短期大学における公的研究費の適正な運営・管理に関する規程第28条に基づき、香蘭女子短期大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入、その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

（取引停止の措置）

第3条 学長は、一般競争参加資格を有する者及びその他の者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの規程の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 契約受任者及びその代理は、前項の措置を講じた場合は、直ちに事実関係の概要、措置の内容及びその理由その他必要事項を学長に報告するものとする。

（取引停止に係る特例）

第4条 業者が事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合の取引停止の期間は、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長い期間とする。

2 学長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

3 学長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

（指名等の取消し）

第5条 学長は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

2 学長は、すでに入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取消すものとする。

（取引停止措置等の公表）

第6条 学長は、第3条第1項の規定による取引停止、第4条第2項の規定による取引停止の解除をしたときは、本学ホームページ上で公表するものとする。

2 学長は、第5条の規定による指名等の取消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

（取引停止期間中の下請等）

第7条 学長は、取引停止の期間中の業者が本学における契約に係る全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合はこの限りでない。

（警告又は注意の喚起）

第8条 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告あるいは注意の喚起を行うことができるものとする。

(誓約書の提出)

第9条 学長は、一定頻度の取引を持つ業者に誓約書の提出を求めることができる。

(その他)

第10条 この規程の改廃は、代表教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は平成27年10月1日から施行する。

この規程は令和4年9月1日から改定施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 1. 発注する物品購入等契約の履行にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
(落札決定後の契約締結の辞退) 2. 発注する物品購入等契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札の決定後に契約締結の辞退をした場合。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
(談合) 3. 物品購入等契約において、競争入札妨害又は談合を行った場合	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
(不正行為) 4. 業務に関し、次に掲げる不正な行為をし、購入等契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ① 本学に対し架空請求を行うこと。 ② 納品の事実を偽ること。 ③ 提出書類に意図的な虚偽を記すこと。 ④ その他本学が不正と認める行為。	当該認定をした日から3か月以上24か月以内
(贈賄) 5. 本学の教職員に対し、贈賄を行った場合。	当該認定をした日から1年以上3年以内
(その他) 6. 本学に対し不誠実な行為を行った場合。 7. その他特別の事由により、本学発注の物品購入等契約の相手方として不適当であると認められる場合。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内 学長が決定する